

(1) 訪問介護サービスの利用料金

【訪問介護事業：基本部分】

(単位：円)

区分	所要時間	訪問介護サービス (1回あたり)				
		単位数	基本利用料金	利用者負担金		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163	1,630	163	326	489
	20分以上30分未満	244	2,440	244	488	732
	30分以上1時間未満	387	3,870	387	774	1,161
	1時間以上 (30分増すごとに加算)	567 (82)	5,670 (820)	567 (82)	1,134 (164)	1,701 (246)
生活援助	20分以上45分未満	179	1,790	179	358	537
	45分以上	220	2,200	220	440	660
20分以上の身体介護に引き続き生活援助を行った場合 (所要時間20分から起算して25分増すごとに加算し、201単位を限度とする。)		65	650	65	130	195

【第1訪問事業(独自)：基本部分】

(単位：円)

訪問型サービス(独自)算定項目		単位数	基本利用料金	利用者負担金		
				1割	2割	3割
標準的な内容の指定相当 訪問型サービス		287	2,870	287	574	861
短時間 サービス	要支援1・2(20分未満) 短時間の身体介護が中心	163	1,630	163	326	489
	(I) 要支援1・2(週1回程度) 一月5回以上	1,176	11,760	1,176	2,352	3,528
(II)	要支援1・2(週2回程度) 一月9回以上	2,349	23,490	2,349	4,698	7,047
(III)	要支援2(週2回超の程度) 一月13回以上	3,727	37,270	3,727	7,454	11,181

【加算・減算】

以下の要件を満たす場合は、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算・減算の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料金	利用者負担金		
			1割	2割	3割
早朝・夜間加算	所定単位数の25%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
深夜加算	所定単位数の50%				
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%		〃	〃	〃
特別地域訪問介護加算	所定単位数の15%		〃	〃	〃
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%		〃	〃	〃
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%		〃	〃	〃
緊急時訪問介護加算	100	1,000円	100円	200円	300円
初回加算	200	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1,000円	100円	200円	300円
認知症専門ケア加算Ⅰ (1日につき)	3	30円	3円	6円	9円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4%		左記の1割	左記の2割	左記の3割
事業所と同一敷地内建物等の利用者、これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを提供する場合の減算	同一敷地内建物等の利用者・同一建物の利用者20人以上の場合 所定単位数の10%減算 (90%算定)		〃	〃	〃
	同一敷地内建物等の利用者50人以上の場合 所定単位数の15%減算 (85%算定)		〃	〃	〃

(注1) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超過した額の全額をご負担いただきます。

(注2) 上記の利用者負担金は、目安として記載した金額であり、算出過程での端数処理等により多少の誤差が生じる場合があります。